

# もっと元気なしべちゃへ！

## 基本方針

- 1 町民が主役の、公平でわかりやすい行政を推進します。
- 2 環境循環型の、元気なまちづくりをめざします。
- 3 元気で創造性豊かな標茶人を育むまちづくりをめざします。

私は、この度の任期満了に伴う町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ、多くの方々のご支援と心温まるご厚情を賜り、引き続き町政を担わせていただくことになりました。ここに、心から感謝申し上げますとともに、その使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

これまでの4年間「しべちゃの未来へ、まち・ひと・役場の元気をとりもどそう！」をテーマに「大学生までの医療費無料化」「保育料の全面無料化」「標茶中学校の改築」「給食共同調理場の改築」など、子育て支援・教育環境の充実に取り組んでまいりました。茅沼温泉宿泊施設の改修にも道筋を付け、ふるさと納税も開始しました。

今、新型コロナウイルスの影響やウクライナ情勢などによる燃料や資材の高騰や為替の変動など、基幹産業である酪農畜産をはじめ町民生活のあらゆる場面において影響を受ける中での多難な船出となります。しかしながら、たとえ人口減少社会にあっても10年後、20年後も元気なまちであり続けるために、基幹産業である酪農畜産の持続的発展、6次化など高付加価値化の推進、さらなる子育て支援、老後も安心して暮らせる福祉施設や町立病院の改修などを目指してまいります。

私は、今後4年間「もっと元気なしべちゃへ！」を目指して、お示した公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

これからも、町民の皆さまの変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。併せて皆さまのご健康とご多幸をご祈念申し上げます。就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。



# 標茶町長選挙 投票率と候補者別得票数



## 投票率 68.73%

### 町長選挙得票数（届出順）

候補者	得票数
佐藤 吉彦	2,264
類瀬 光信	1,842

投票区	投票所名	投票率
1	標茶町役場	71.95
2	標茶町コンベンションホールういず	70.49
3	多和コミュニティハウス	74.55
4	弥栄国際交流館	73.33
5	虹別酪農センター	53.93
6	中虹別コミュニティハウス	71.43
7	上虹別コミュニティハウス	48.54
8	萩野集会所	62.50
9	磯分内酪農センター	65.33
10	上御卒別へき地保健福祉館	64.81
11	中オソベツ集落改善センター	71.15
12	沼幌地区世代交流センター	68.82
13	久著呂農村環境改善センター	53.97
14	塘路住民センター	67.31
15	阿歴内公民館	60.75
16	上茶安別構造改善センター	88.89
17	茶安別農村環境改善センター	71.76



櫻井 一隆氏



齊藤 昇一氏

町長選挙では、佐藤吉彦氏が再選を果たしました。また町議会議員補欠選挙では、齊藤昇一氏・櫻井一隆氏（届出順）が当選されました。10月3日には、役場大会議室で選挙管理委員会の藤田榮一委員長から当選証書が付与されました。

町長の任期は令和4年10月22日から4年間、齊藤議員・櫻井議員の任期は令和4年10月3日から令和5年4月30日となります。

## 冬の交通安全運動 11月13日(日)～22日(火)



年末を控え忙しくなるこの時期、運転する機会が大変多くなります。夏道から冬道へと路面も変わり滑りやすくなります。

早めに冬タイヤへの交換を済ませ、路面状況に合った運転を心掛けてください。また歩行者は夜光反射材などを利用し、事故に遭わないようにしましょう。

- 高齢歩行者の保護
- 飲酒運転の根絶
- スリップ事故の防止





# 年末年始の休日が変わります！

今年度から、役場および各公共施設（クリーンセンター・町立病院・町有バスを除く）などの年末年始の休日の変更となります。

これまでの年末年始  
12月31日～1月5日



今年度からの年末年始  
12月29日～1月3日

## 【今年度の年末年始ガイド】

施設など	今年度の年末年始
役場・ふれあい交流センター・各公民館・各保育園・標茶幼稚園・標茶児童館・農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう・武道館・博物館 ※火葬・死亡届など緊急を要する場合は、休みの間も受け付けています。	12月28日まで平常どおり <b>12月29日～1月3日まで休み</b> 1月4日から平常どおり
図書館	12月26日は午前10時～午後5時まで臨時開館 <b>12月27日～28日は蔵書整理のため休館</b> <b>12月29日～1月3日まで休み</b> 1月4日から平常どおり
クリーンセンター（ごみの受け入れ） ※今年度は休日の変更はありません。	12月31日は午前9時～正午まで受け入れ <b>1月1日～5日まで休み</b> 1月6日から平常どおり
町立病院・町有バス ※今年度は休日の変更はありません。 ※定期薬を服用の方は、休み中に薬切れが生じないように早めの受診をお願いします。	12月30日まで平常どおり <b>12月31日～1月5日まで休み</b> 1月6日から平常どおり



■問い合わせ／役場総務課庶務係（2階⑬番窓口☎内線211）



観光協会事務局支援員の炭田です。  
9月23日～27日にかけて札幌大通公園で開催されたオータムフェストに参加しました。3年ぶりの開催となり入場制限がかかるほど大盛況なイベントとなりました。今回は星空の黒牛のメンチカツ、ぎゅっちを販売したほか、しべちゃ牛乳やプリアー、わかさぎのつくだ煮、はちみつを販売しました。わかさぎのつくだ煮はリピーターも多く、この商品を目当てに来たとお声掛けいただくこともありました。しべちゃ牛

## 地域おこし協力隊 活動日誌

vol.50



地域おこし協力隊  
炭田 晃希

乳の試飲では「学校給食でこんな牛乳が飲めるなんて贅沢な町だ」とお褒めの言葉もいただきました。また、OSO18の報道から標茶町を知ったという方もおられ、心配の声を掛けていただきました。

町内での活動としては、有志の方や標茶高校と一緒に「しべパフェプロジェクト」を立ち上げました。もつと気軽に町内でしべパフェが食べられるようになればと考えています。試作でパフェの上にかざるケーキピックを作成しました。今後はパフェづくりの講習会なども検討しています。お店でしべパフェを考えてみたい！提供したい！ピックを使いたい！という方がいましたらぜひお声掛けください。



# 防災行政無線戸別受信機を町内全世帯に配布します

災害情報、避難情報、Jアラート（地震・ミサイル発射情報）など、各家庭で無線放送を聞くことができる防災行政無線戸別受信機を、12月より町内全世帯に配布します。

## ■なぜ戸別受信機が必要な

災害情報やJアラートの情報は屋外スピーカーで放送していましたが、豪雨・強風・雷など気象悪化により屋内では音が聞き取りづらいことが課題でした。戸別受信機を屋内に設置することで確実な情報伝達ができるようになり、特に携帯端末を所持していないく災害メールなどの情報を受け取れない世帯にも有効とされています。



防災行政無線戸別受信機

## ■どのような機能がありますか

- ・電源がオフの状態でも緊急放送が流れます。
- ・緊急放送は自動録音されます。
- ・聞き逃しや、不在時に後から再生ボタンで内容を確認できます。
- ・LEDライトが側面に付いています。



## ■どのように設置するの

- ・無線電波を受信するため窓の近くに設置してください。
- ・電源が必要となります（コンセントに接続するか電池4本使用）
- ・無線電波の不感地域では屋外アンテナの設置が必要となる場合があります。

## ■災害の状況にあわせた情報発信が可能に

標茶市街は12区域、市街地以外は20区域に分けし、それぞれの区域専用受信機を配布します。

大雨による災害時には洪水浸水想定区域だけに避難指示の放送を流すなど、災害の状況に合わせ範囲を指定して情報発信をすることが可能となります。



## ■配布方法

- ①受信機の配布は各地区・町内会を通す方法や各家庭に直接伺う方法など調整中です。来月号で詳細をお知らせします。
- ②配布の際には貸与先管理のため書類へのサインをいただきます。

## ■電波調査のお知らせ

11月16日(水)～18日(金)にかけて無線電波の不感地域に専門業者がお伺いし、住宅付近にて電波調査を行います。調査に際しては、業者の身分証明を提示し、調査の説明をします。この調査により屋外アンテナ設置の判断をしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

※対象地域…虹別市街地、阿歴内地区一部、久著呂地区一部、茶安別地区一部、塘路地区一部

## 注意事項

- ・戸別受信機は無償での貸与となりますが、維持管理する上での費用（電気料や交換電池代）は使用者の負担となります。
- ・戸別受信機は高価な機械ですので大切に使用してください。
- ・転出・転居の場合、町内で転居された場合は必ず下記係までご連絡をお願いします。
- ・転貸、転売は絶対にしないでください。

問い合わせ／役場総務課交通防災係（2階13番窓口☎内線214）





## 第50回 標茶町駅伝競走大会 の結果

9月18日に標茶町駅伝競走大会が3年ぶりに行われ、町内外から18チームが参加しました。今回は第50回を迎える記念大会として、参加者へ記念品やしべちゃ牛乳が贈られました。各部門の成績は次のとおりです。(敬称略)

### 町内の部

#### 〈小学男子の部〉

- 1位 陸上少年団 男子ゴールド (1時間49分41秒)
- 2位 陸上少年団 混合スペシャル (1時間51分36秒)

#### 〈高校男子の部〉

- 1位 標高サンダーズ (1時間29分57秒)
- 2位 標高のうきん (1時間34分15秒)

#### 〈高校女子の部〉

- 1位 標高のオナゴ (1時間43分54秒)

#### 〈一般男子の部〉

- 1位 標茶消防署 (1時間19分30秒)
- 2位 牛乳を食べよう! (1時間36分12秒)
- 3位 混合磯分内 (1時間48分54秒)

### 町外の部

#### 〈高校男子の部〉

- 1位 Team Sanjo男子 (帯広三条高校) (1時間19分25秒)
- 2位 Team Sanjo混合 (帯広三条高校) (1時間46分02秒)

#### 〈高校女子の部〉

- 1位 Team Sanjo女子 (帯広三条高校) (1時間35分44秒)

### 区間新記録

#### 〈町外・一般女子の部〉

- 第6区 鈴木柊香 (早稲田大学) (12分20秒)



# 標茶町非課税世帯生活支援助成金

本町では石油価格や物価高騰への生活支援として、次の要件に当てはまる世帯に対し、1世帯1万2千円を給付する事業を開始します。

## 要件

- ①令和4年10月1日に、本町に住民票がある
- ②世帯の全員が、令和4年度分市町村民税非課税者
- ③課税者から扶養されていない

## 支給までの流れ

- ①11月中旬以降、順次対象世帯へ確認書をお送りします
- ②記載内容を確認し、受け取りを希望する場合は役場へ提出
- ③おおむね3週間後に役場から振り込みます

## 役場から確認書が届かない方

確認書が届かない世帯は、次のいずれかのケースに該当しています。

- 世帯員のどなたかに課税されている
- 課税者から扶養されている（税金の申告など）
- 令和4年1月1日時点で本町に住所がなく、役場で課税情報が確認できない
- 令和4年10月1日以降に転入されている

◎役場から確認書が届いていないが、支給要件に該当しているという世帯の方は、下記係までご連絡ください。申請書をお送りしますので、該当することが確認できる書類とともに役場へ提出ください。

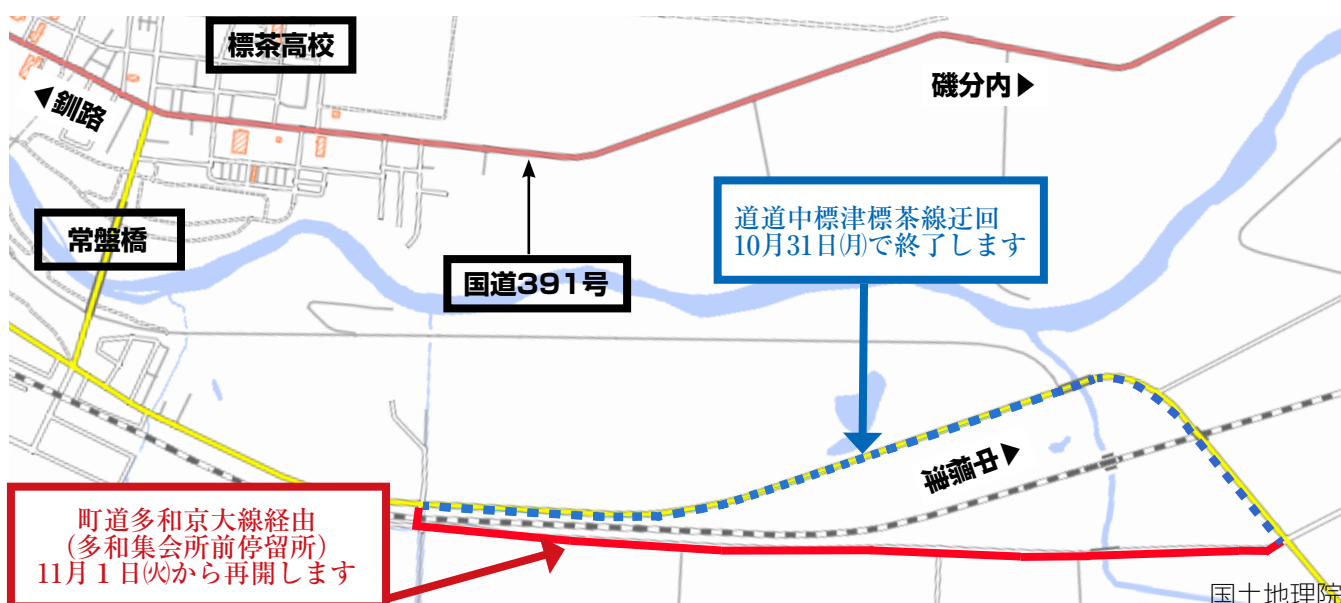
※この助成金は、国がこれから実施する非課税世帯などへの5万円の給付とは別に本町が独自に支給するものです。

■提出先・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線131）

## 町有バス虹別線通常運行再開のお知らせ

町有バス虹別線は、町道多和京大線の橋の工事のため、8月から一部区間で道道中標津標茶線への迂回を実施していましたが、工事の終了に伴い、道道への迂回は10月31日(月)で終了します。11月1日(火)からは、従来どおり（多和集会所前停留所を通る）路線の運行を再開します。なお、時刻表は、これまでどおりで変更ありません。

■問い合わせ／役場管理課車両管理係（2階⑭番窓口☎143）

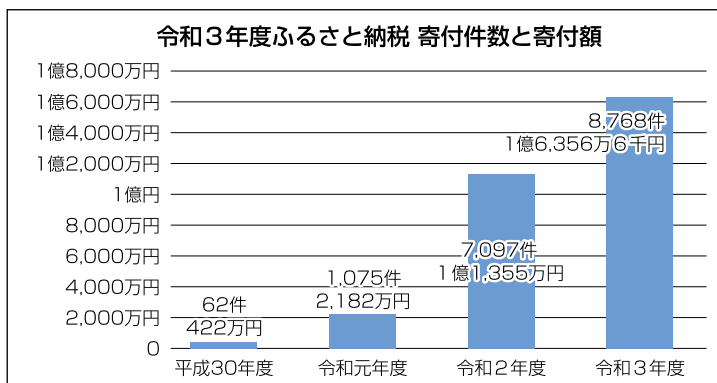




# 温かい応援、ありがとうございます 標茶町ふるさと納税 令和3年度実績報告

## ■標茶町のふるさと納税について

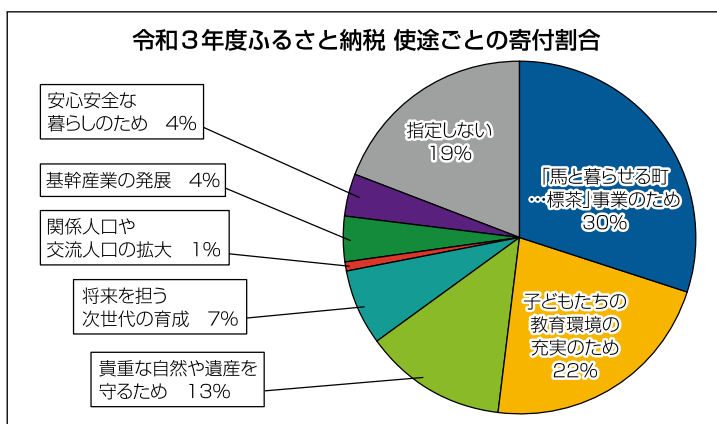
本町では、平成30年度から受け付けを開始し、毎年多くの方からの寄付をいただいています。昨年は2つ寄付受付サイトを増やし、町の特産品をより多くの人に発信できるよう取り組んでいます。



令和3年度は全国から

**寄付件数 8,768件**  
**寄付額 1億6,356万6千円**

の寄付をいただきました。寄付額のうち約5割をまちづくりに活用させていただくため、基金の積み立てを開始しました。皆さんの「ふるさと標茶」を思う温かいお気持ちに心より感謝申し上げます。



## ■いただいた寄付について

寄付者は各項目の中から用途を指定することができます。  
令和3年度の寄付金は下記の事業に活用させていただきました。

### ○「馬と暮らせる町...標茶」事業のため

「馬」を核とした標茶町の魅力発信、引退した乗用馬の受け入れ事業など

### ○子どもたちの教育環境の充実のため

児童・生徒の通学支援、特別支援教育の体制づくりなど

### ○貴重な自然や遺産を守るため

不法投棄や有害鳥獣から貴重な動植物を守るための保護活動など

### ○将来を担う次世代の育成

子育て応援事業、大学生までの医療費助成事業など

### ○関係人口や交流人口の拡大

関係人口増加のための広報活動、スポーツ・文化等の合宿誘致事業など

### ○基幹産業の発展

農業後継者・新規就農者の育成事業など

### ○安全安心な暮らしのため

災害に備えるための防災備蓄品の購入、町内各地区の消火栓改修など

### ○指定しない

移住・定住促進事業、ふるさと給食事業、ブックスタート事業など

## ふるさと納税制度とは…

生まれ育った故郷や、応援したい好きな自治体へ寄付をする仕組みのことです。

寄付をする際に、寄付金の用途を指定することができ、地域に貢献することができます。

さらに、寄付した自治体から地域の特産物などが返礼品としてもらえ、所得税・住民税から一定の控除を受けられる制度です。

## 返礼品として登録しませんか？

# 標茶町ふるさと納税認定事業者の募集

本町では、ふるさと納税として寄付された方へ、お礼として特産品やアクティビティなどの返礼品を贈呈しています。さらなる町のPRのため、魅力的な特産品の提供に協力いただける事業者を募集しています。

昨年度はふるさと納税を通して、全国からたくさんの支援をいただきました。なお、寄付者の約7割は関東・関西圏からの申し込みであり、本町の魅力ある商品を全国にPRできるツールとしても活用いただけますので、興味のある事業者の方はお気軽にご相談ください。

### ～登録方法～

■受付期間／随時

■応募要件／次の要件を全て満たすこと

- ・町内に本店・支店・事業拠点などを有している、もしくは町内で生産された食材・原材料を使用している事業者
- ・町税の滞納がない
- ・標茶町暴力団排除条例に規定する暴力団ではない

■返礼品の要件／いずれかに該当すること

- ・町内で主に生産・製造・加工されている商品など
- ・町内事業者が提供するサービス

問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑰番窓口☎内線222）

## 健全化判断比率および資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、都道府県・市町村・特別区は、毎年度、決算に基づき健全化判断比率の算定を行っています。また、地方公営企業を営営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定します。これらの比率は、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会へ報告し、町民の皆さんに公表しています。

令和3年度決算に基づく、本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率は、次のとおりです。

### 健全化判断比率

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-%（注1）	14.32%	20.0%
連結実質赤字比率	-%（注1）	19.32%	30.0%
実質公債費比率	8.7%	25.00%	35.0%
将来負担比率	27.7%	350.00%	

### 資金不足比率

会 計 名	比 率	経営健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	-%（注2）	20.0%	
上水道事業会計	-%（注2）		
下水道事業特別会計	-%（注2）		
簡易水道事業特別会計	-%（注2）		

（注1）赤字が発生していないため「-」と表示しています。

（注2）資金不足が発生していないため「-」と表示しています。

### 子ども食堂を開きます！

とき 11月19日（土）、午前11時～午後1時  
ところ 集まり処「くるくるるりん」（旭町）

#### メニュー

豚丼 200円  
カレーライス 200円  
焼きそば 200円



※値段は高校生以下が対象です。  
※限定20食程度です。

### 例年好評の「標茶小包」今年も販売します！

道東で採れたじゃがいも・人参・玉ねぎなど合計8キロの味覚セットです。

販売価格1,300円（税込）【道内送料1,280円】

お知り合いにお歳暮などを兼ねてご利用いかがですか！



問い合わせ／NPO法人ウェルフェア標茶（標茶町旭1丁目3番地3）☎015-485-3006（FAX兼用）



# 第49回 標茶町産業まつり

9月17日、JAしべちゃ前駐車場特設会場にて「第49回標茶町産業まつり」が3年ぶりに開催されました。ステージショーや餅まき・お菓子まき、牛の美人コンテスト、大食いコンテスト、乗馬体験などのさまざまな企画が行われました。待望のイベント開催となり、会場は大いに盛り上がりました。



乗馬体験



大食いコンテスト



大抽選会



お菓子まき



牛の美人コンテスト



餅まき



ステージショー

# お済みですか？ 消費税の届け出！

## 新たに課税事業者になる方

新たに消費税の申告・納付が必要な「課税事業者」となる個人事業者の方は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を釧路税務署に提出してください。

### 令和5年分において課税事業者となる方

次のいずれかに該当する場合は、令和5年分課税事業者となります。

①令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えている方

②特定期間（令和4年1月1日～6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている方

※②に該当する方は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を釧路税務署に提出してください。

## 簡易課税制度の適用を受ける方

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。令和5年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、**令和4年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を釧路税務署に提出してください。

※軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月1日～令和5年9月30日の課税期間において、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することが、困難な事情がある事業者の方がこの届け出を提出した時は、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

### 簡易課税制度とは

課税期間における「課税売上げに係る消費税額」に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を「課税仕入れ等に係る消費税額」と見なして、納付する消費税額を計算する制度です。なお、簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

- ・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- ・簡易課税制度の適用を受けず一般課税で申告される方が「仕入税額控除」の適用を受ける場合は、区分整理（取り引きなどを税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿・請求書などの保存が必要です。
- ・課税売上高が5,000万円以下の事業者の方で、区分経理を行うことが困難な場合は、経過措置として売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

※届出書や帳簿の記載方法などについて、詳しくは国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。電話で相談する場合は、釧路税務署へ電話し、自動音声に従って番号「1」番を選択すると、電話相談センターにつながります。

※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

## 「税を考える週間」

### くらしを支える税

税務署では、毎年11月11～17日を「税を考える週間」と定め、各種広報・広聴活動を行っています。今年も「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や国税庁の取り組みについて紹介します。

国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）  
YouTube「国税庁動画チャンネル」

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

## 個人住民税の特別徴収推進宣言

北海道と道内全市町村は「個人住民税の特別徴収推進宣言」を採択し、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

地方税法において、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）



マイナンバーカードの

# 新規取得者

に商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券千円分を贈呈しています。

この事業は、令和5年3月31日までにマイナンバーカードを取得された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、順次オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されており、スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取り、簡単に申請できます。

- 対象者**／マイナンバーカードを初めて取得する標茶町民
  - 取得期限**／令和5年3月31日
  - 問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）
- \*QRコードはデンソーウェブの登録商標です。



## 標茶町全域光回線利用開始

標茶町全域で光回線サービスの利用が開始されています。

光回線サービスを利用したインターネット接続で、動画の視聴や大量のデータ送受信が容易に行えるようになるなど、さまざまな場面での利用が想定されます。ぜひ、光回線サービスの利用をご検討ください。

光回線サービスの利用開始には、光回線サービスを提供している、プロバイダ事業者へ直接申し込む必要があります。プロバイダ事業者は、光回線工事を行ったNTT東日本やNTT光コラボレーションモデル事業者が該当になります。光回線サービス提供事業者に申し込みする際は、ご注意ください。

＼町内事業者からの購入限定／

### Wi-Fiルーターの購入費用を助成します！

光回線の利用開始に伴い、Wi-Fiルーターの購入費用を下記のとおり助成します（町内事業者から購入した場合のみ対象）。購入可能な町内事業者は、町内に店舗を有する事業者で業種は問いません。購入を希望する場合は、各事業者にお問い合わせください。

■**助成対象**／町内で開設した光回線を利用したWi-Fiルーターの購入費用

■**助成金額**／購入費用に対して2分の1（上限5,000円）

■**申請に必要な物**／

- 助成申請書（町ホームページまたは下記係に設置）
- 町内事業者より購入したWi-Fiルーターの費用が確認できる請求書や領収書などの写し
- 振込口座が確認できる物

#### Wi-Fiルーターとは…

ケーブル不要でインターネットにつながります！  
家の中などで使うパソコンやスマートフォン、プリンターやIoT機器などを、無線の電波でインターネットにつなげる便利なものです。

申し込み・問い合わせ／  
役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

### マイナンバーカード 夜間受取窓口を開設

マイナンバーカードを受け取るためには、申請時に全ての書類を提出し、本人限定郵便で受け取るか、平日役場開庁時に、来庁し必要な手続きを行った上で、受け取る必要があります。

仕事や学業などで、役場が開庁している時間にマイナンバーカードを受け取りできない方を対象に、毎月第3水曜日に、夜間受け取り窓口を役場庁舎1階専用窓口にて開設します。

夜間受け取り窓口では、マイナンバーカードに関する問い合わせやマイナポイントなどの相談も可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

■**場所**／役場1階マイナンバーカード専用窓口

■**日時**／令和4年11月16日（水）、午後8時まで

■**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

マイナンバーカード申請  
「いつでも  
行きます！」

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅、集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○**申し込み**／左記QRコードより申し込みください

○**問い合わせ**／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）、役場住民課町民係（1階①番窓口☎内線121）

申し込み



# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯・ひとり親世帯以外分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。  
※すでに本給付を受け取った場合を除きます。



## 支給対象者

### （ひとり親世帯）

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）  
※令和4年6月下旬に手当を支給している口座に振り込まれていますのでご確認ください。
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請が必要）  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。  
※障害基礎年金などを受給されている方のうち、令和3年3月の児童扶養手当法改正により新たに手当を受給することとなった方は申請不要です。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請が必要）

### （ひとり親世帯以外）

- 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母などのうち、
- ①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方（申請不要）、または②令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（申請が必要）  
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除きます。  
※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。
  - ※①に該当する方は、令和4年4月分の児童手当を支給している口座に7月下旬に振り込んでいますのでご確認ください。
  - ※①に該当する方で高校生のみを養育している方は申請が必要です。

## 申請手続き

申請書に振込先口座などを記入し、必要書類を添付して、役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口）へ提出

## 必要書類

- 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し
  - 申請者と配偶者などのマイナンバーが分かる物
  - 受取口座を確認できる書類の写し
  - 簡易な収入（所得）見込額の申立書
  - 簡易な所得見込額の申立書（収入見込額で要件を満たす場合は不要）
  - 上記「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に係る収入が分かる書類（給与明細書、年金振込通知書、事業収入・不動産収入に係る経費の金額の分かる書類など）
- ※そのほか申請者の世帯の状況によっては、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または住民票が必要な場合があります。

## 申請期限

令和5年2月28日(火)

## 給付額

対象児童1人につき5万円

※北海道子育て臨時特別給付金（対象児童1人につき1万円）を併せて給付します。

## 支給時期

申請内容の審査決定後、通知します。

## 問い合わせ

- 厚生労働省コールセンター（☎0120-400-903）
- ※受付時間は午前9時～午後6時（平日）。
- 役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口☎内線134）

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご連絡ください。